

## 大阪府監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年2月14日

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 大阪府監査委員 | 磯部 | 洋  |
| 同       | 赤木 | 明夫 |
| 同       | 中野 | 雅司 |
| 同       | 清水 | 涼子 |
| 同       | 和田 | 秋夫 |

### 1 指摘事項に対する措置 (検査の遅延について)

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 藤井寺工科高等学校   |  |
| 監査実施年月日 | 平成23年6月17日  |  |
|         | 監査の結果   | 措置の状況  |
|         | 委託契約業務に係る検査について確認したところ、法律で定められた期間内に行われていないものがあった。 | 平成22年度における委託契約に係る検査の遅延については、調査確認の上、担当者に対して学校長より注意指導を行いました。<br>今後、検査遅延の発生を防止するため、監督者が完了届及び支出伺が適切に行われていることの確認を徹底するとともに、会計事務、経費支出事務について、関係法令、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。 |

### (通勤手当の支給事務について)

|         |           |       |
|---------|-----------|-------|
| 監査対象機関名 | 交野高等学校    |       |
| 監査実施年月日 | 平成23年6月6日 |       |
|         | 監査の結果     | 措置の状況 |

|  |  |
|--|--|
| <p>通勤手当の支給事務において、事後確認のため定期券等の写しを提出させていたものの、支給内容と通勤実態との整合性の確認が不十分なものがあつた。</p> | <p>通勤実態について事実確認等の事情聴取を行ったところ、バスの利用については、現金で乗車していたり、全額を使用したバスカードについて廃棄していたため、通勤履歴の確認ができませんでした。</p> <p>このため本人に、通勤手当と通勤実態との整合性をとること、並びに乗車履歴が記録されたバスカードの保管及び提示を指導した結果、バスカードの購入・利用と電車回数券の購入を確認しました。</p> <p>また、8月22日の職員会議において、本件指摘事項の内容と「通勤手当の認定等について(通知)」(平成23年3月18日付教委職企第2360号)を全教職員に配付し、通知の内容と通勤手当と通勤実態の整合性をとることを徹底しました。</p> <p>今後、通勤実態の確認につきましては、4月・10月のほか、随時に定期券又は利用履歴が記載されたものの提出を求め、通勤認定経路及び方法と一致するか、また、適正であるかを確認するとともに、関係条例・規則等の規定に基づき、厳正に対処していくよう努めます。</p> |
|--|--|

(サービスの取扱いについて)

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>監査対象機関名</p>  | <p>河南高等学校</p>   |  |
| <p>監査実施年月日</p>  | <p>平成23年5月25日</p>   |  |
| <p>監査の結果</p>  | <p>措置の状況</p>  |  |
| <p>勤務における事務手続において、条例・規則で定める日数を超えて服喪休暇を承認したものがあつた。</p> | <p>平成22年7月23日(金)を年次休暇に変更し、是正措置をとりました。なお、24日(土)及び25日(日)は週休日のでそのままとし、26日(月)と27日(火)を連続した2日間の服喪休暇としました。</p> <p>今後このようなことがないよう、休暇等サービスに係る承認においては、教員系は教頭が、事務系は事務部長が必ず事前チェックすることで、誤りを防止するとともに、関係条例、規則等の規定に基づき、適正に対応していくよう努めま</p> |  |

|  |    |
|--|----|
|  | す。 |
|--|----|

(承認研修の承認申請について)

|  |   |
|--|---|
| 監査対象機関名  | 藤井寺工科高等学校   |
| 監査実施年月日  | 平成23年6月17日  |
| 監査の結果  | 措置の状況   |
| 教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修について、校長による承認が研修実施後になされているものがあつた。 | 当該者に対して、承認研修の事前承認の徹底を指導するとともに、今回の監査結果を重く受け止め、職員会議において、全教職員を対象に、承認研修について適正に手続を行うよう強く指示しました。<br>今後、承認研修の実施に当たっては、管理監督者が指導を徹底するとともに、関係法令、通達等の規定に基づき、適正な承認手続の執行に努めます。 |

(通勤手当の支給事務及び服務の取扱いについて)

|  |  |
|--|--|
| 監査対象機関名  | 堺工科高等学校  |
| 監査実施年月日  | 平成23年2月2日  |
| 監査の結果  | 措置の状況  |
| 通勤手当の支給事務について、バスを利用する経路で通勤手当の申請を行い、申請どおりの経路で認定を受けたにもかかわらず、実際にはほとんどバスを利用せず過大な通勤手当を受けていたもの、事後確認のため定期券等の写しを提出させているが、未提出のまま確認を行っていないもの、提出はあつたが確認が不十分だつたものがあつた。<br>また、服務における事務手続において、規定の日数を超えて服喪休暇を承認したもの、病気休暇承認のための確認書類が不備なものがあつた。 | (通勤手当の支給事務について)<br>該当者に係る通勤手当の過払分について、戻入手続を行い、過年度分は、平成23年8月23日に返納されたことを確認するとともに、今年度分は、平成23年9月の給与で相殺するよう電算報告を行いました。<br>また、改めて全教職員に対し通勤の実態を調査した結果、バスの利用実態の少ない3名の職員に対して戻入手続を行い、平成23年8月10日及び8月23日に返納されたことを確認しました。<br>これまでも全教職員に対し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起してきたところではありますが、再度、職員会議等の場において注意喚起を行いました。<br>今後、通勤手当の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。 |

|  |   |
|--|---|
|  | (服喪休暇の承認について)<br>措置報告済み<br>(病気休暇承認について)<br>措置報告済み |
|--|---|

(行政財産の使用許可について)

|  |   |
|--|---|
| 監査対象機関名  | 茨木西高等学校   |
| 監査実施年月日  | 平成23年5月23日  |
| 監査の結果  | 措置の状況   |
| 行政財産の使用許可事務及びこれに係る使用料の徴収事務において、使用許可対象や納入義務者の名称を誤って事務処理を行っており、さらに、後に是正の機会があったにもかかわらず、是正を行っていないものがあった。 | 本件については、現PTA会長名で行政財産使用許可申請書の提出を受けて、6月1日付けで使用許可を行い、是正措置を講じました。また、PTA会長の変更があった場合は、速やかに変更手続を行います。<br>今後、行政財産の使用許可に当たっては、関係条例、規則等の規定に基づき、適正な事務の執行に努めます。 |